

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令案の新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第四節の一六 一二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線設備</p> <p>（二二GHz帯、一六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備）</p> <p>第四十九条の十九 一二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（二二・一四GHzを超え二二・二五GHz以下、二二・七四GHzを超え二三GHz以下、二五・二五GHzを超え二七GHz以下、三八・〇五GHzを超え三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局をいう。以下同じ。）のうち基地局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 通信方式は、周波数分割多重方式又は時分割多重方式を使用する周波数分割複信方式又は時分割複信方式であること。</p> <p>二 変調方式は、GMSK、四相位相変調、一六値直交振幅変調、三二値直交振幅変調、六四値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれら方式と同等以上の性能を有するものであること。</p> <p>三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するもの。</p> <p>2 前項に規定する基地局と通信を行う陸上移動局の無線設備は、同項第二号及び第三号に規定する条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 通信方式は、周波数分割多元接続方式又は時分割多元接続方式を使用する</p>	<p>第四節の一六 一二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線設備</p> <p>（二二GHz帯、一六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備）</p> <p>第四十九条の十九 一二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局のうち二五・二五GHzを超え二七GHz以下、三八・〇五GHzを超え三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する基地局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 通信方式は、周波数分割多重方式又は時分割多重方式を使用する周波数分割複信方式又は時分割複信方式であること。</p> <p>二 変調方式は、GMSK、四相位相変調又は一六値直交振幅変調であること。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。</p> <p>三 空中線電力は、〇・五ワット以下であること。</p> <p>四 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。</p> <p>2 前項に規定する基地局と通信を行う陸上移動局の無線設備は、同項第二号から第四号までに規定する条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 通信方式は、周波数分割多元接続方式又は時分割多元接続方式を使用する</p>

- 周波数分割複信方式又は時分割複信方式であること。
- 二 前号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するもの。
 - 三 二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局のうち陸上移動局の無線設備（前項に規定するものを除く。）は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。
 - 一 通信方式は、周波数分割複信方式又は時分割複信方式であること。
 - 二 変調方式は、四値周波数偏位変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、三二値直交振幅変調、六四値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。
 - 三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

- 周波数分割複信方式又は時分割複信方式であること。
- 二 送信空中線は、その絶対利得が二〇デシベル以上の利得を有する指向性空中線であること。
 - 三 二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局のうち陸上移動局の無線設備（前項に規定するものを除く。）は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。
 - 一 通信方式は、周波数分割複信方式又は時分割複信方式であること。
 - 二 変調方式は、四値周波数偏位変調、四相位相変調又は一六値直交振幅変調であること。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。
 - 三 空中線電力は、〇・五ワット以下であること。
 - 四 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。
 - 五 送信空中線における主輻射の方向からの離角に対する等価平方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。

区別		主輻射の方向からの離角(θ)	等価平方輻射電力(一ミリワットを〇デシベルとする。)
二二GHz帯又は二六GHzの周波数の電波を使用するもの	〇度以上五度以下	〇度以上五度以下	次に掲げる式による値以下 73-3.8θデシベル
	五度を超え一〇〇度未満	〇度以上一〇〇度以下	次に掲げる式による値以下 68.5-20.81 × g ¹⁰ θデシベル
	〇度以下	一〇〇度以上一八〇度以下	二六・九デシベル以下
三八GHz帯の周波数の電波を	〇度以上六度以下	〇度以上六度以下	次に掲げる式による値以下 71-3.3θデシベル

第四十九条の二十〇第四十九条の二十五 (略)

第四節の二十二の二 一八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備

(一八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線設備)

第四十九条の二十五の二 一八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局(一七・七GHzを超え一七・八五GHz以下、一七・七GHzを超え一八・六GHz以下又は一九・二二GHzを超え一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局(放送の業務の用に供するものを除く。))をいう。以下同じ。)のうち、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局の無線設備(次項及び第三項に規定するものを除く。)は、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。

- 一 通信方式は、周波数分割複信方式又は時分割複信方式であること。
- 二 変調方式は、四値周波数偏位変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。ただし、変調方式を自動的に切り替える機能を有するものは、搬送波が降雨によって減衰した場合に限り、二相位相変調も使用することができる。

使用するもの

六度を超え一四〇度未満	次に掲げる式による値以下
一四〇度以上一八〇度以下	$67.3 - 20.91 \times \log_{10} \theta$ デシベル
〇度以下	二二・四デシベル以下

第四十九条の二十〇第四十九条の二十五 (同上)

第四節の二十二の二 一八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備

(一八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線設備)

第四十九条の二十五の二 電気通信業務及び公共業務を行うことを目的として開設された陸上移動業務の無線局であつて、一七・七GHzを超え一七・八五GHz以下、一七・九七GHzを超え一八・六GHz以下及び一九・二二GHzを超え一九・七GHz以下の周波数の電波を使用するもの(以下「一八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局」という。)のうち、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局の無線設備(次項及び第三項に規定するものを除く。)は、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。

- 一 通信方式は、周波数分割複信方式又は時分割複信方式であること。
- 二 変調方式は、四値周波数偏位変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。ただし、変調方式を自動的に切り替える機能を有するものは、搬送波が降雨によって減衰した場合に限り、二相位相変調も使用することができる。
- 三 信号伝送速度は、毎秒六メガビット以上であること。
- 四 空中線電力は、一ワット以下であること。ただし、空中線電力が〇・一ワットを超えるものにあつては、任意に設定された値以上の受信機入力電圧が加えられたとき、自動的に〇・一ワット以下となるように制御する機能をする。

三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。

四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する(イ)。

2 一八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局のうち、陸上移動局の無線設備(多元接続方式を用いて通信を行うものに限る。)は、前項第二号から第四号までに規定する条件のほか、通信方式は時分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式又は時分割複信方式の条件に適合するものでなければならない。

3 前項に規定する陸上移動局と通信を行う基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、第一項第一号から第三号までに規定する条件のほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

第四十九条の二十五の三(第五十八条の二の四) (略)

(一一GHz帯又は一五GHz帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備)

第五十八条の二の五 一 GHz帯又は一五GHz帯の周波数の電波を使用する固定局

(一〇・七GHzを超え一一・七GHz以下又は一四・四GHzを超え一五・三五GHz以下の周波数の電波を使用する固定局(放送の業務の用に供するものを除く。)をいう。以下同じ。)の無線設備であつて、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。

一 通信方式は、単向通信方式又は複信方式であること。

五 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。

六 送信空中線は、その絶対利得が二〇デシベル以上の利得を有する指向性空中線であること。

七 送信空中線の主輻射の方向からの離角に対する利得は、総務大臣が別に告示するものであること。

八 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

2 一八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局のうち、陸上移動局の無線設備(多元接続方式を用いて通信を行うものに限る。)は、前項第二号から第八号までに規定する条件のほか、通信方式は時分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式又は時分割複信方式の条件に適合するものでなければならない。

3 前項に規定する陸上移動局と通信を行う基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、第一項第一号から第三号まで、第五号及び第八号に規定する条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 空中線電力は、一ワット以下であること。

二 送信空中線は、その絶対利得が二〇デシベル以下であること。

第四十九条の二十五の三(第五十八条の二の四) (同上)

(一一GHz帯又は一五GHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備)

第五十八条の二の五 電気通信業務を行うことを目的として開設された固定局

の無線設備であつて、一〇・七GHzを超え一一・七GHz以下又は一四・四GHzを超え一五・三五GHz以下の周波数の電波を使用するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 通信方式は、単向通信方式又は複信方式であること。

二 変調方式は、周波数変調、四相位相変調、八相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。

三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。

四 搬送波の周波数の空中線電力に対する減衰量は、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

(一八GHz帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備)

第五十八条の二の六 一八GHz帯の周波数の電波を使用する固定局(一七・七GHzを超え一七・八五GHz以下、一七・八五GHzを超え一八・七二GHz以下又は一九・二二GHzを超え一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する固定局(放送の業務の用に供するものを除く。をいう。以下同じ。))の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 通信方式は、周波数分割複信方式であること。

二 変調方式は、四値周波数偏位変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。

三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。

二 変調方式は、周波数変調、四相位相変調、八相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。

(一八GHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備)

第五十八条の二の六 電気通信業務を行うことを目的として開設された固定局であつて、一七・七GHzを超え一七・八二GHz以下、一七・八五GHzを超え一八・五七GHz以下、一八・六GHzを超え一八・七二GHz以下又は一九・二二GHzを超え一九・七GHz以下の周波数の電波を使用するもの(以下「一八GHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局」という。))の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 通信方式は、周波数分割複信方式であること。

二 変調方式は、四値周波数偏位変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。

三 信号伝送速度は、毎秒六メガビット以上であること。

四 空中線電力は、一ワット以下(一七・八五GHzを超え一七・九七GHz以下及び一八・六GHzを超え一八・七二GHz以下にあつては、〇・五ワット以下)であること。ただし、空中線電力が〇・一ワットを超えるものにあつては、任意に設定された値以上の受信機入力電圧が加えられたとき、自動的に〇・一ワット以下となるように制御する機能を有すること。

五 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。

六 送信空中線は、その絶対利得が二〇デシベル以上の利得を有する指向性空中線であること。

四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するもの。

(二二GHz帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備)

第五十八条の二の六の二 二二GHz帯の周波数の電波を使用する固定局(二二・四GHzを超え二二・六GHz以下又は二三GHzを超え二三・二GHz以下の周波数の電波を使用する固定局(放送の業務の用に供するものを除く。))をいう。以下同じ。)の無線設備は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 通信方式は、複信方式であること。
- 二 変調方式は、四値周波数偏位変調、四相位相変調、六四値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。

三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。

四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するもの。

第五十八条の二の七 第五十八条の二の八 (略)

(二二GHz帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備)

七 送信空中線の主輻射の方向からの離角に対する利得は、総務大臣が別に告示するものであること。

八 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するもの。

(二二GHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備)

第五十八条の二の六の二 電気通信業務を行うことを目的として開設された固定局の無線設備であつて、二二・四GHzを超え二二・六GHz以下又は二三GHzを超え二三・二GHz以下の周波数の電波を使用するもの(以下二二GHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局)という。)は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 通信方式は、複信方式であること。
- 二 変調方式は、四値周波数偏位、四相位相変調又は六四値直交振幅変調であること。

三 変調信号は、パルスにより構成されるものであり、その送信速度は、四値周波数偏位又は四相位相変調にあつては毎秒八・一九二メガビット、六四値直交振幅変調にあつては毎秒一五五・五二メガビットのものであること。ただし、当該信号に誤りを訂正する信号を付加する場合は、誤りを訂正する信号の送信速度は当該信号の送信速度を超えないものであること。

四 送信空中線は、直径三〇センチメートルから一二〇センチメートルまでのパラボラアンテナ又はそれと同等以上の特性を有するものであること。

第五十八条の二の七 第五十八条の二の八 (同上)

(二二GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備)

第五十八の二の九 一・二GHz帯の周波数の電波を使用する固定局（一・二・三GHzを超

え一・二・三GHz以下の周波数の電波を使用する固定局をいう。）の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 通信方式は、単向通信方式又は複信方式であること。
- 二 変調方式は、四相位相変調、一六値直交振幅変調、三二値直交振幅変調、六四値直交振幅変調、一・二八値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。
- 三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。

（削除）

第五十八条の二の九 一・二GHzを超え一・二・三GHz以下の周波数の電波を使用し

て通信系を構成する固定局（電気通信業務及び放送の業務の用に供するものを除く。）の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 通信方式は、単向通信方式又は複信方式であること。
- 二 変調方式は、四相位相変調、一六値直交振幅変調、三二値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は一・二八値直交振幅変調であること。
- 三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。

（一・八GHz帯の周波数の電波を使用する公共業務用固定局の無線設備）

第五十八条の二の九の二 公共業務を行うことを目的として開設された固定局であつて、一・七・七GHzを超え一・七・八五GHz以下、一・七・九七GHzを超え一・八・六GHz以下又は一・九・二GHzを超え一・九・七GHz以下の周波数の電波を使用するもの（以下「一・八GHz帯の周波数の電波を使用する公共業務用固定局」という。）の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 通信方式は、周波数分割複信方式であること。
- 二 変調方式は、四値周波数偏位変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。
- 三 信号伝送速度は、毎秒六メガビット以上であること。
- 四 空中線電力は、一ワット以下であること。ただし、空中線電力が〇・一ワットを超えるものにあつては、任意に設定された値以上の受信機入力電圧が加えられたとき、自動的に〇・一ワット以下となるように制御する機能を有すること。
- 五 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。
- 六 送信空中線は、その絶対利得が二〇デシベル以上の利得を有する指向性空中線であること。

(四〇GHz帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備)

第五十八条の二の十 四〇GHz帯の周波数の電波を使用する固定局（三七・五GHzを超え三七・九GHz以下又は三八・五GHzを超え三八・九GHz以下の周波数の電波を使用する固定局（放送の業務の用に供するものを除く。）をいう。以下同じ。）の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。

- 一 通信方式は、単向通信方式又は複信方式であること。
- 二 変調方式は、周波数変調（主搬送波をアナログ信号により変調するものに限る。）、二相位相変調、四相位相変調、二値周波数偏位変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。
- 三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表（略）

注1～30（略）

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

- (1)～(8)（略）
- (9) 6.5GHz帯又は7.5GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局（(6)及び(8)のイに掲げるものを除く。） 20 (10^{-6})
- (10)（略）
- (11) 11GHz帯又は15GHz帯の周波数の電波を使用する固定局、22

七 送信空中線の主輻射の方向からの離角に対する利得は、総務大臣が別に告示するものであること。

八 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するもの。

(四〇GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備)

第五十八条の二の十 三七・五GHzを超え三七・九GHz以下又は三八・五GHzを超え三八・九GHz以下の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局（電気通信業務及び放送の業務の用に供するものを除く。）の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。

- 一 通信方式は、単向通信方式又は複信方式であること。
- 二 変調方式は、周波数変調（主搬送波をアナログ信号により変調するものに限る。）、二相位相変調、四相位相変調又は二値周波数偏位変調であること。
- 三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表（同左）

注1～30（同左）

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

- (1)～(8)（同左）
- (9) 6.5GHz帯、7.5GHz帯及び12GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局（(6)及び(8)のイに掲げるものを除く。） 20 (10^{-6})
- (10)（同左）
- (11) 22GHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局

GH z 帯の周波数の電波を使用する固定局及び40GH z 帯の周波数の電波を使用する固定局

50 (10⁻⁶)

(12) (略)

(13) 38GH z を超え39.5GH z 以下の周波数の電波を使用するもの((11)及び(12)に掲げるものを除く。) 100 (10⁻⁶)

(14)～(17) (略)

(18) 12GH z 帯の周波数の電波を使用する固定局 20 (10⁻⁶)

32～47 (略)

48 18GH z 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局、18GH z 帯の周波数の電波を使用する固定局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、50 (10⁻⁶) とする。

49～55 (略)

別表第二号 (第6条関係)

第1～第33 (略)

第34 22GH z 帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 (略)

2 G7W電波又はX7W電波のもの

(1)～(2) (略)

3 D7W電波又はX7W電波のもの 37.2MHz

第35 38GH z 帯の周波数の電波を使用する固定局(放送の業務の用に供するものを除く。)の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

ア 四値周波数偏位又は四相位相変調のもの 50 (10⁻⁶)

イ 六四値直交振幅変調のもの 50 (10⁻⁶)

(12) (同左)

(13) 38GH z を超え39.5GH z 以下の周波数の電波を使用するもの((11)及び(13)に掲げるものを除く。) 100 (10⁻⁶)

(14)～(17) (同左)

32～47 (同左)

48 18GH z 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局、18GH z 帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局及び18GH z 帯の周波数の電波を使用する公共業務用固定局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、50 (10⁻⁶) とする。

49～55 (同左)

別表第二号 (第6条関係)

第1～第33 (同左)

第34 22GH z 帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 (同左)

2 G7W電波のもの

(1)～(2) (同左)

3 D7W電波のもの 37.2MHz

第35 38GH z 帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

<p>1～2 (略)</p> <p>第 36～第 47 (略)</p> <p>第 48 18GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局、18GHz 帯の周波数の電波を使用する<u>固定局の無線設備</u>の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示で定める値とする。</p> <p>第 49～第 65 (略)</p> <p>第 66 11GHz 帯又は 15GHz 帯の周波数の電波を使用する<u>固定局の無線設備</u>の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>1 <u>チャネル間隔が 40MHz のもの</u> 36.5MHz</p> <p>2 <u>チャネル間隔が 60MHz のもの</u> 53.5MHz</p>	<p>1～2 (同左)</p> <p>第 36～第 47 (同左)</p> <p>第 48 18GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局、18GHz 帯の周波数の電波を使用する<u>電気通信業務用固定局及び 18GHz 帯の周波数の電波を使用する公共業務用固定局</u>の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示で定める値とする。</p> <p>第 49～第 65 (同左)</p>
---	---